

令和8年流山市教育委員会会議第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年7月23日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時30分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
委 員 上條 理恵
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 1名
- 6 出席職員 教育総務部長 新倉 英之
教育総務課長 横尾 伸一
学校施設課長 横山 則之
学校教育部長 南 暁男
指導課長 高畑 佐文
いじめ防止相談対策室長 鴫田 拳
生涯学習部次長兼公民館長 染谷 秀則
文化芸術・生涯学習課長 川名 健二
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 當山 久絵
教育総務課庶務係長 石川 春樹
教育総務課主任主事 右田 宏樹
教育総務課主任主事 神谷 遼
教育総務課会計年度任用職員 寺坂 真佐美

8 議案等

議案第 21 号 令和 9 年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択について

報告第 9 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

教育長	ただいまから、令和 8 年流山市教育委員会会議第 7 回定例会を開会します。 まず、令和 8 年流山市教育委員会会議第 6 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。 （特になし との声あり）
教育長	特になしということですので、承認ということにします。 本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1 名の方より申出がありました。傍聴人を入場させてください。 （傍聴人 入場）
教育長	傍聴人にお願いがございます。傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。また、遵守いただけない場合には、退室いただきますので、御協力ください。 これより議事に入ります。 議案第 21 号「令和 9 年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	教科用図書の採択については、教科書無償措置法第 13 条第 5 項「市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」に基づき行われます。本日は、令和 8 年 7 月 10 日に行われた東葛飾西部採択地区協議会での結果を受けてご審議していただくことになります。詳細については、指導課長より御説明します。
指導課長	はじめに、今年度の 6 月 19 日から 7 月 8 日に教科書センターで行われた、

教科書展示会における参加人数の報告をいたします。昨年度は合計30人に対して、今年度は合計36人でした。

それでは、最初に小学校教科用図書について説明いたします。小学校で使用する教科用図書については、教科書無償措置法施行令第15条第1項の規定により、1度採択された教科書を4年間採択しなければならないとされています。小学校の教科書の採択は令和5年度に採択を行いましたので、令和9年度は、別紙1のとおり令和8年度と同一の教科用図書となります。

続いて、中学校教科用図書について説明いたします。中学校についても、小学校同様に、採択された教科用図書を4年間採択しなければならないとされています。中学校の教科書の採択は令和6年度に採択を行いましたので、令和9年度は、別紙2のとおり令和8年度と同一の教科用図書となります。

続いて、特別支援学校・特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書について説明いたします。別紙3のように144冊のうち、1冊を除く143冊が採択されました。本日は、今年度新規に採択された6冊のうち、採択に関する調査対象となった3冊及び改訂による差し替えが行われた1冊、合計4冊について説明いたします。別紙3の一覧の右端に※印の付いているものが新規本、「改」と書いてある印が、改訂による差し替えが行われた図書になります。1冊目は、三省堂の「三省堂こどもかずの絵じてん（改訂版）」です。興味を引く写真や、学校生活場面、状況を想像しやすい物語で構成されており、写真や図から多くの情報を読み取れ、発達の段階に合わせた課題に取り組める内容です。2冊目は、太郎次郎社「スーパータイトルのさんすう らくらく算数ブック1」です。身近な生活や遊びの内容が多く取り上げられ、数の概念を理解しやすく、具体物、半具体物、言葉、数字と徐々に用いて段階的に学習できるようになっています。3冊目は、あかね書房「記号とマーク・クイズ図鑑」です。道路標識などの身近な記号やマークが多く親しみやすい内容で、白地にカラフルな記号やマークが掲載されているので、見やすく説明も端的です。4冊目は、エストディ「ひとりだちするための進路学習」です。日常で想定されるキャリア教育の具体的な内容が数多く取り上げられていて、進路学習に必要な項目について、分かりやすく系統的にまとめられています。

教科用図書東葛飾西部採択地区協議会では、これら新規本を含めた144冊のうち、1冊を除く143冊が採択されました。不採択となった1冊は、エストディ発行の『ひとりだちするための算数・数学』です。この本は平成28年度新規本となった一般図書ですが、これ以降、毎年不採択となってい

ます。その理由として、円柱について説明している箇所で「上の面と下の面が同じ形の円で、周りを曲面で囲まれている形を円柱といいます。」という記載がされていますが、「同じ形の円」ではなく「同じ大きさの円」とするのが正しい言い方であると協議で話題になったためとのことです。この本については、東葛飾東部採択地区でも不採択ということでした。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

議案第21号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第9号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。

学校教育部長

本案件は、学校敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、流山市教育委員会組織規則第5条第1項の規定により、臨時代理したので、同規則第5条第2項の規定により報告するものです。

令和7年9月29日午前11時30分頃、向小金小学校の職員が、刈払機で当該小学校の敷地の草刈りをしていたところ、飛び石により、当該施設に接する道路に駐車していた相手方車両の窓を破損させたことによる物損事故です。相手方は柏市在住の向小金小学校職員です。相手方の損害額の全額を市が負担することで、令和8年3月30日に和解が成立しています。和解成立から報告が遅くなり、大変申し訳ございません。損害賠償額は、相手方車両の修理代217,283円となります。なお、この損害賠償額については市が加入する自動車保険から修理会社に支払われ、流山市の歳入・歳出予算からの直接の支出はありません。以前にも同様の事故が発生しており、再発防止として、校長会議及び副校長・教頭会議における事故防止の徹底を呼びかけました。また、校長宛てに注意喚起の通知と、刈払機を使用する際の作

業工程等が記載された、イラスト付きの資料を配布しました。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

報告第9号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって報告第9号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等事務連絡に移ります。教育総務課からお願いします。

教育総務課長

(保護者が育児休業中の学童クラブの利用について)

指導課長

(夏休みこども教室進捗状況報告について)

文化芸術・生涯学習課長
公民館長

(令和8年度「流山市青少年主張大会」の審査依頼について)

(初石公民館内軽食喫茶「キッチンよつば」営業終了について)

教育長

以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

そのほか、何かございますか。

教育総務部長

学校施設における、消防本部の立ち入り検査等について御報告いたします。前回の会議で報告いたしました、東京都北区の小学校校舎の火災による、学

校施設における安全管理体制の点検についてです。その後、6月26日付けで文部科学省から「学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について」という通知がありました。主な内容としては大きく3点あり、1点目が施設・設備の点検の徹底、2点目が防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保、3点目が火災事故発生時の対応について ということで、いわば当然やらなければならないことの確認をしてください、というものでした。一方、同日に総務省消防庁から全国の消防本部に対して、「学校における防火安全対策の徹底について」という通知がなされ、この中で「学校関係者に対する指導、助言等について」という依頼がありました。これを受け、流山市消防本部では7月中に市内の全学校に対して緊急の立入検査を実施することを決定し、7月13日（月）から順次、立入検査を進めているところです。この検査には、学校施設課の職員も立ち会って、状況を確認しています。立入検査での重点事項としては、「火気使用器具、電気器具、配線の適切な取扱い、周囲における可燃物管理及び清掃」が主なものです。また、救助袋についてですが、いざという時に使えないといけませんので、こちらについては消防ではできないということで、業者を手配し、実際に使用方法を確認する場を設けることとしています。ただ、全ての学校で行うことは難しいので、小中学校各1校ずつを選定し、そこに各学校の防火管理者と教頭に来ていただき、実演をすることとしています。日程と場所については現在調整中ですが、今のところ8月18日、19日を考えています。ただ、熱中症の懸念もありますので、時間帯には十分配慮して行いたいと思います。いずれにしても、まずは火災を起こさないことが大前提ですが、万が一の際に、被害を最小限に食い止められるよう、対策を万全にしていきたいと思います。

教育長

以上で、令和8年流山市教育委員会会議第7回定例会を終了します。

（閉会 午前10時30分）